

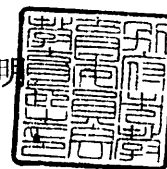
別教委学第4－1761号

平成18年8月29日

明るく楽しい公立小中学校を
求める保護者と別府市民の会
代表 西馬良宣 殿

別府市教育委員会

教育長 郷司義明



回 答 書

貴団体から提出された平成18年8月7日付け公開再質問状について、
下記のとおり回答いたします。

記

1 公開再質問状について

別府市立山の手中学校同窓会（以下「本件同窓会」という。）、別府市立山の手中学校及び別府市教育委員会（以下「市教委」という。）は、本件公開再質問状に回答するに当たり、本件同窓会が別府市立山の手中学校とは別個の団体であり、学校運営に当たっては、学校長の裁量を尊重するという見地にかんがみ、市教委が現時点で把握している事実関係の下、市教委として回答し得る範囲内で回答させていただきます。

2 公開再質問状で指摘された問題点について

- (1) 公開再質問状において、貴団体から「実体は、『同窓会』の名を借りた中学校の『裏金作り』ではありませんか？」との御指摘がなされましたが、現在、保存されている経理関係書類を精査いたしましたが、御指摘のような事実は確認できませんでした。
- (2) また、『学級消耗品費』は、違法な『学校経費の強制徴収』になりませんか？」との御指摘がありますが、市教委としては、平成18年7月25日付け別教委学第4－1470号・回答書（以下「平成18年7月25日付け回答書」という。）で回答いたしましたとおりであり、貴団体とは見解を異にするものであります。
- (3) さらに、「P T Aも巻き込んだ偽造、詐欺まがいの部活動費徴収、問題ありませんか？」との御指摘もなされていますが、市教委としては、前回答書でるる御説明し、また、後記回答のとおり、御指摘のような認識は有しておりません。

3 再質問に対する回答について

再質問（1）及び再質問（2）について

平成10年2月に発行された「創立50周年記念誌 萌」であります。

記念誌は、当時のP T A会長が創立五十周年記念誌編集委員長となり、同窓会長や卒業生（同窓会員）のあいさつが掲載されるなど、同窓会もその編集の一部に関与しています。

50周年記念誌の経費等に係る記録は、保存されていません。

再質問（３）から再質問（５）までについて

昭和５２年の創立３０周年記念事業の際、運動部の部室建築資金の一部が拠出されています。

また、創立４０周年記念事業の際には、校門の表札の設置費用として、昭和６３年５月１６日に１５,０００円が拠出されています。

さらに、平成元年３月２７日には、パソコンの購入経費として、３００,０００円が拠出されています。

会計監査及び総会の関係文書は、保存されていないとの報告を受けています。

なお、施設・設備の改修及び寄附に係る関係文書は保存されていませんが、本件同窓会名義の預金通帳にその旨記載されています。

再質問（６）及び再質問（７）について

別府市立山の手中学校同窓会規約第３条の規定（「本会会員は山の手中学校卒業生及び書記・会計の本校職員で構成する」）にかんがみ、取り扱われているものと認識しております。

なお、本件同窓会入会式等につきましては、平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

再質問（８）及び再質問（９）について

関係文書が保存されていないとの報告を受けております。

再質問（１０）について

本件同窓会会員は、「山の手中学校卒業生及び書記・会計の本校職員で構成」されていることからみて（規約第３条）、山の手中学校卒業生名簿が御指摘の「会員名簿」に相当するものであると認識しております。

再質問（１１）について

市教委としては、同窓会費の徴収に当たり、一部で誤解を招くことのないよう指導したところであります。

今後の対応については、同窓会長及び学校長が適宜、適切に判断して対処すべきものであると認識しております。

再質問（１２）から再質問（１６）までについて

本件山の手中学校の学校事務と本件同窓会に係る事務が密接な関係を有していること等にかんがみ、御指摘のような『職務に専念する義務』に抵触する恐れ」があるとまでは認識しておりません。

領収証のあて先が「山の手中学校」と記載されていますが、実質的にみて、山の手中学校同窓会あての領収証であると認識いたしております。

その余につきましては、平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

再質問（１７）及び再質問（１８）について

平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

なお、本件同窓会が社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、本件同窓会に係る事務に随伴するものとして、許容されるものと認識しております。

再質問（１９）について

当時の平石校長、高橋教頭及び鳥羽学年長であり、同窓会の事務局として、本件同窓会に関与していたものであります。

再質問（２０）について

前記１でも説明いたしましたとおり、同窓会が学校及び市教委等

と別個の団体であるからであります。

再質問（２１）について

預金口座の名義が校長になっていた中学校は、聞き取りにより５校ありました。同窓会規約により、当該中学校の職員が会計を行う旨の規定がある場合は、預金通帳については、同窓会長の承認により中学校が保管しているとの報告を受けております。

再質問（２２）から再質問（２７）までについて

平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

なお、保護者の皆さんの一層の御理解を得るために、適宜、保護者の皆さんに報告する必要があると考えております。

再質問（２８）について

独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金の徴収については、他の徴収品目と含め一括徴収している方法については、経済的な理由を含め個人のプライバシーに配慮した徴収方法として、適切であると判断しています。

経済的理由により納付することが困難な保護者に対しては、いったん徴収した後、家庭訪問などの機会に保護者に事情を説明した上、返金することを原則としています。

なお、徴収方法については、今後、誤解を招くことのないよう指導してまいりたいと考えております。

再質問（２９）について

準・要保護家庭と認定された家庭を基準としています。

保護者へのお知らせは、市教委が文書（「就学援助のお知らせ」）を作成し、各小中学校において新１年生の保護者会で配布した上、

説明しています。

再質問（３０）について

保護者からの要望等を踏まえ、適宜、適切に対処してまいりたいと考えております。

再質問（３１）から再質問（３４）までについて

平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

誤解を招くことのないよう、適切な事務処理を行うよう指導いたしております。

再質問（３５）から再質問（３７）までについて

平成１８年７月２５日付け回答書で回答したとおりであります。

中体連は、中学校教育に寄与するために現職の教職員で構成された公益的団体であります。

なお、中体連の会費につきましても、「強制的に徴収」していませんので、御指摘のような点には当たらないものと認識しております。

再質問（３８）から再質問（４０）までについて

学校長の裁量で行われたものであり、市教委として特に報告を求めています。

また、再質問（４０）において御指摘されていることをもって「詐欺まがいの部費徴収」とまでは認識しておりません。

なお、部費についても適切に取り扱われるべきであることはいうまでもありません。